

第5章 環境負荷の少ない循環型社会の構築

第1節 廃棄物・リサイクル対策の推進

1 現状と課題

国は、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を平成12年6月に制定し、併せて「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を新たに制定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」や「再生資源利用促進法」の改正を行い、循環型社会の形成に向けての法律の整備を行いました。平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

府においては、令和2年12月策定の「京都府環境基本計画（第3次計画）」において「ゼロエミッションを目指した2R優先の循環型社会の促進」を掲げ、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）の2Rがより進む施策を進めており、平成29年3月に見直しを行った「京都府循環型社会形成計画（第2期）」により、廃棄物の適正な処理と循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための仕組みとして「京都府産業廃棄物税条例」を制定、平成17年4月から施行しました。平成18年12月には、持続可能な循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物税の効果的な活用を図ること等により、産業廃棄物の減量（発生抑制・再利用）・リサイクルの促進を図るため、「産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン」を策定し、平成20年7月には「京都府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」を設置しました。そして、産業界、処理業界、行政等で議論を重ね、平成23年3月に「ワンストップサービス」での「総合的な支援機関」の設立について合意に達し、平成23年6月には、府内の産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関、府、京都市が連携し、府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」を設立しました。なお、平成24年度から法人化し、「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」としています。当センターでは、産業廃棄物税による税収を活用し、以下の事業を実施しています。

(1) ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

事業所の3Rに関する取組等への相談に対応するため、専門知識を有するゼロエミッションアドバイザー（現在23名）を現地派遣。令和元年度は、延べ57の事業所にアドバイザーを派遣

(2) 京都府3R技術開発等支援補助事業

産業廃棄物の3Rに関する研究・技術開発、リサイクル施設の整備やリサイクル製品等の販路開拓、収集運搬におけるIoT技術の導入に係る経費を補助。令和元年度は、4事業に補助を実施

(3) 産業廃棄物3R情報提供事業

事業者の適正処理やリサイクルに関する相談に対応するため、同センターと公益社団法人京都府産業資源循環協会とが連携して中間処理業者等に関する情報を提供

また、最新の3R等の情報を発信するために、毎年4回ニュースレターを発行

(4) 3R人材育成等支援事業

事業者や処理業者の法令知識向上、新しい制度普及のため、行政機関、関係団体と連携して、府内各地で研修会やシンポジウムを開催。令和元年度は、延べ7回、422人に講習等を実施

また、企業等において3R推進を担う人材を育成するための一助として、就職を控えた2大学の学生を対象とした産業廃棄物処理業者の現地視察を実施

平成28年12月には、産業廃棄物の最終処分量のさらなる削減を目的として、「産業廃棄物の3R戦略プラン」を策定しました。今後、掲げた施策を実行し、府内の資源循環の取組支援を強化していくこととしています。

一方、不法投棄対策については、関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、平成14年12月に「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を制定し、不法投棄等の防止と原状回復に全庁挙げて取り組み、不法投棄の撲滅に努めています。

また、平成26年3月には「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」を制定し、地域における合意形成が円滑に行われ、生活環境の保全が図られるようにしています。

2 「京都府循環型社会形成計画」

資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化等が、人類にとって喫緊の問題となっており、それらの解決に向けて、世界の国や地域はもとより私たち一人ひとりの努力と協力が必要とされる時代を迎えています。

府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全等、持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現するための方策を明らかにするため、「京都府循環型社会形成計画」（平成14年度から平成22年度）を平成15年3月に策定し、その後、平成17年度の実績を踏まえて計画の見直しを行いました。

さらに、平成24年3月には、第1期計画の実績反映、再検討を行い、「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成23年度から令和2年度）を策定し、その後、平成27年度の実績を踏まえて平成29年3月に計画の見直しを行いました。

循環型社会の形成には、地域に根ざした取組の広がりが必要であり、府では、この計画において、府内の廃棄物処理の現状と課題を明らかにするとともに、廃棄物の減量等の目標を定めています。さらに、目標を達成し、循環型社会の形成を推進していくための施策の基本方向を定め、府民、事業者、行政等の各主体の役割を示すとともに、各主体による自主的取組や各主体間の協力・協働取組を促進するため、以下のような施策の一層の推進に努めています。

(1) 一般廃棄物の3Rの推進

ア 食品ロスをはじめとする食品廃棄物の削減のための府民、事業者等の取組啓発

イ 雑紙の分別・リサイクルの促進のための府民、事業者等の取組啓発

ウ 市町村等と協力した廃家電や小型家電のリサイクルの推進

(2) 産業廃棄物の3Rの推進

ア 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターによる排出事業者等の取組支援

イ 「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」等に基づき、リサイクルと適正処理を推進

(3) 次世代を担う産業廃棄物3R取組の推進

ア IoT等の次世代技術を活用した分別・リサイクル体制の高度化

イ 「京都3Rカウンセラー」制度における産業廃棄物処理業者による排出事業者へのアドバイス機能の強化

ウ 見学ツアーやインターンによる人材育成

(4) 廃棄物の適正処理

- ア 「廃棄物処理法」に基づく規制等の徹底及び違法行為に対する厳格な行政処分の実施
- イ PCB廃棄物や水銀使用廃製品等の有害廃棄物の適正処理の推進

(5) 不法投棄対策の推進

- ア 警察・市町村等と連携した不法投棄対策の推進
- イ ドローンによる監視や監視カメラの設置、フリーダイヤルやメールによる通報の受付、運送業者との通報協定の締結並びに休日を含む監視パトロールの実施
- ウ 不法投棄やつけ隊による廃棄物の撤去及び不法投棄の再発・拡大防止の推進

(6) 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

- ア 京都府災害廃棄物処理計画の運用（見直しを含む。）
- イ 「京都府災害廃棄物処理連絡協議会」の運営

表 3-23 廃棄物の減量等の目標

項 目		目標値 平成27年度→令和2年度
一般廃棄物の減量化の目標	排出量	843千トン/年 → 705千トン/年
	再生利用率	15.6% → 18.3%
	減量化率	71.4% → 68.7%
	最終処分量	110千トン/年 → 92千トン/年
産業廃棄物の減量化の目標	排出量	4,445千トン/年 → 4,040千トン/年
	再生利用率	43.4% → 45.8%
	減量化率	54.1% → 52.3%
	最終処分量	112千トン/年 → 75千トン/年
項 目		目標値 平成27年度→平成30年度
一般廃棄物の取組目標	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	4市町村 → 8市町村
	家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の数	21市町村 → 26市町村
	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村数	18市町村 → 26市町村

3 一般廃棄物対策の推進

(1) 減量化・リサイクルの推進

全国のごみの総排出量（収集ごみ量＋直接搬入量＋自家処理量＋集団回収量）は、平成30年度は4,271.6万トンで、国民1人当たりの1日の排出量（ごみの総排出量から集団回収量を除いたもの）は874gとなっています。一方、府内で排出されたごみの総排出量は平成30年度が74.2万トンで、府民1人当たり1日の排出量は779g（平成29年度は782g）となり、減少傾向が続いています。

ごみの排出の内訳を見ると、家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴って発生したごみ）が約59.3%（平成30年度）、事業系ごみ（事業活動に伴って発生したごみで産業廃棄物以外のごみ）が約40.7%（平成30年度）となっています。

一般廃棄物は「廃棄物処理法」において市町村が処理を行うことになっていますが、府内の市町村で処理されるごみの81.3%は直接焼却処分、14.3%は資源化等の中間処理、1.7%は直接埋立処分（焼却残さ等の埋立を除く。）、2.7%は直接資源化処理されています。中間処理後の資源化量と直接資源化量に集団回収を含めたリサイクル率は、15.9%（平成30年度）となっています。

市町村における容器包装ごみの分別収集等状況については、平成13年4月から「資源有効利用促進法」に基づき、既に表示を義務付けているペットボトル等に加え、その他プラスチック製容

器包装及びその他紙製容器包装の識別表示が義務付けされ、これにより両品目の分別収集、再商品化も効率的に進みつつあり、「市町村分別収集計画」に基づき、計画的に分別収集と再商品化が実施されています。

また、平成24年3月に第2期計画の策定を行った「京都府循環型社会形成計画」の目標とする、環境への負荷が少なく循環を基調とした社会経済システムの実現に向けて、クリーン・リサイクル運動をはじめ、市町村と連携を行い、一層の取組を図っています。

表3-24 ごみの総排出量の推移

(単位:千t)

年度		平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
京都府	家庭系ごみ量	510	491	495	498	491	482	473	465	452	448	440
	事業系ごみ量	418	389	349	340	343	341	335	318	298	300	302
	ごみ排出量	928	880	844	839	835	824	808	784	750	748	742
	集団回収量	63	61	59	61	61	60	60	60	59	58	57
	ごみ総排出量	991	941	903	900	895	884	868	843	809	805	799
全国	ごみ排出量	48,151	43,492	42,658	42,786	42,588	42,291	41,814	41,587	40,900	40,723	40,672
	集団回収量	2,926	2,792	2,729	2,682	2,646	2,583	2,503	2,394	2,270	2,172	2,044
	ごみ総排出量	48,151	46,284	45,387	45,468	45,234	44,874	44,317	43,981	43,170	42,894	42,716

図3-26 ごみの1人一日当たりの排出量の推移

(単位:g)

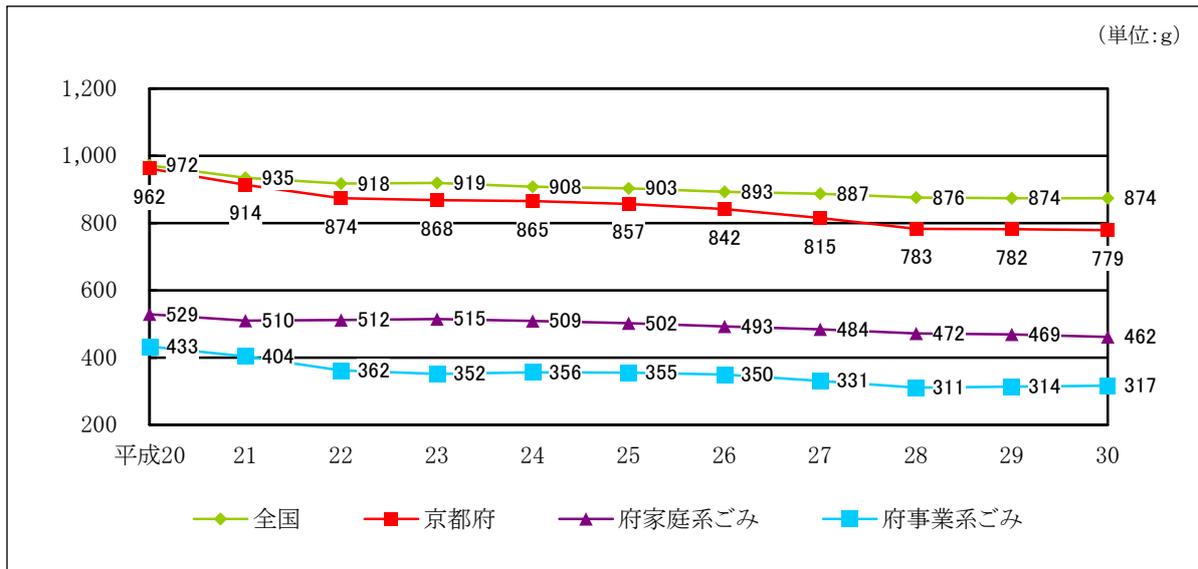


表3-25 ごみの処理状況の推移

(単位:%)

年度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
直接焼却	81.3	81.7	83.1	83.0	82.3	81.8	82.6	82.2	82.2	81.7	81.3
資源化等の中間処理	13.6	13.7	12.9	13.2	13.8	13.8	13.3	13.6	13.7	13.6	14.3
直接埋立	3.2	2.8	2.6	1.7	1.7	1.9	1.7	1.6	1.5	1.9	1.7
直接資源化	1.9	1.8	2.0	2.1	2.3	2.5	2.4	2.7	2.6	2.8	2.7
リサイクル率	13.0	12.9	13.3	13.4	13.8	14.4	14.7	15.6	16.0	15.9	15.9

(注) 市町村で処理されるごみの処理方法別の比率を表しています。

リサイクル率 = (市町村における資源化量 + 集団回収量) / (市町村における処理量 + 集団回収量) × 100

表 3-26 「市町村分別収集計画」の概要（品目別分別収集実施市町村数）

区分		第7期計画	第8期計画				
			平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度（実施率 %）
特定 分 部 基 準 適 合 物	ガラスびん （無色・茶色・その他）	26					26 (100)
	紙製容器包装 （その他紙）	3					4 (15)
	P E T ボトル	26					26 (100)
	プラスチック製容器包装 （その他プラスチック）	26					26 (100)
法 第 2 条 第 6 項 指 定 物	スチール缶	26					26 (100)
	アルミ缶	26					26 (100)
	段ボール	23					24 (92)
	飲料用紙製容器包装 （紙パック）	21					22 (85)

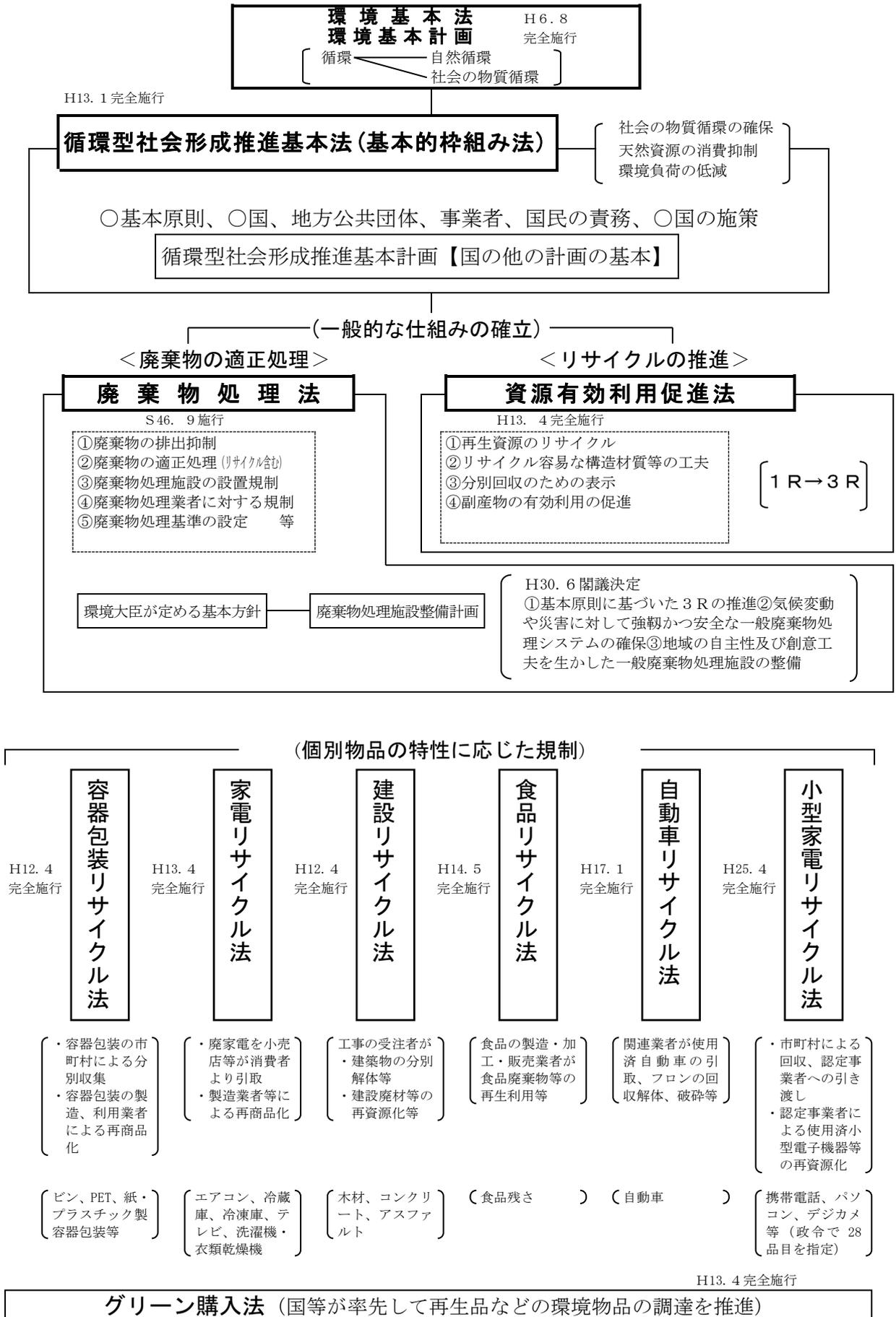
- * 「特定分別基準適合物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務のある容器包装
- * 「法第2条第6項指定物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務が生じない容器包装
- * 「プラスチック製容器包装」には、白色トレイのみを回収する市町村数を含んでいる。
- * 「紙製容器包装」とは、紙パック、段ボール以外の紙製容器包装であり、紙箱や包装紙などが該当
- * 「第7期計画」は、平成28年度に実際に分別収集を行った市町村数

また、食品廃棄物の削減については、本来食べられるにも関わらず捨てられる「食品ロス」の削減が大きな課題であることから、府では、「第3次食育推進計画」（平成28年度～令和2年度）において、食品ロス削減への取組を食育の一環として「食べ物に対する感謝」や「もったいない」など府民の食べ物に対する意識が向上するよう「家庭での実践」を基本に、業界の協力も得て行う府民運動として展開するものと位置づけて食品ロス削減を促進するための取組を行っています。

具体的な取組として

- ・10月の食品ロス削減月間に合わせて、事業者等と連携し府民への啓発を実施
- ・府民一人ひとりが食品ロスについて考え、削減の方法を学ぶ講演会・講習会等を開催
- ・食品ロス削減等の取組を実践する飲食店・宿泊施設、食品小売店を「食べ残しゼロ推進店舗」として認定など、今後も府民の皆様に食品ロス削減の取組を広く実践してもらえるよう努めていきます（14ページ参照）。

図 3-27 循環型社会の形成の推進のための施策体系



(2) 計画的な施設整備の促進

一般廃棄物処理施設の整備は、「廃棄物処理法」上、市町村の責務と位置付けられています。生活環境影響調査等の法的手続や諸調整に年月を要することから、その計画的な整備が求められています。

このため、同法は市町村が策定する一般廃棄物処理計画において、「一般廃棄物処理施設の整備に関する事項」を定めることとしているとともに、国においては、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を図るため、循環型社会形成推進交付金等を交付することとしています。

府としても、このような市町村の施設整備について、技術的な助言を行うとともに、循環型社会形成推進交付金等の交付につき必要な調整を行うこととしています。

表 3-27 一般廃棄物処理施設整備事業の状況

市町村・組合名	事業種別
福 知 山 市	計画支援事業
舞 鶴 市	最終処分場
京 丹 後 市	計画支援事業
城南衛生管理組合	計画支援事業
相楽郡広域事務組合	基幹的設備改良事業
宮津与謝環境組合	マテリアルリサイクル推進施設
	エネルギー回収型廃棄物処理施設
枚方京田辺環境施設組合	計画支援事業

(令和2年度循環型社会形成推進交付金等事業によるもの)

(3) リサイクル諸法の実施状況

府では、国における各種リサイクル法の施行を受けて、法の円滑施行を図るための取組を行っています。

「容器包装リサイクル法」については、令和元年12月27日に関係省令が改正され、令和2年7月1日から、全国一律でプラスチック製レジ袋の有料化が義務化されました。府では、このレジ袋有料義務化を契機として、使い捨てプラスチックに頼らないライフスタイルへの転換について、府民への啓発を実施しています。また、「京都府分別収集促進計画」に基づき、市町村等の分別収集等の取組支援を行っています。今後も引き続き分別収集の促進に努めていきます。

「家電リサイクル法」については、平成13年4月から完全施行され、消費者が料金を負担し、事業者が回収・リサイクルするシステムとなっています。府は、法の円滑施行のための周知や市町村を通じて制度の実施状況の把握等に努めています。

「建設リサイクル法」については、平成14年5月から完全施行され、建設工事や解体工事において発生する建設資材廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）の分別と再資源化等が義務付けられました。府においては、事前に再資源化の目標等を示した実施方針を策定し、事業者に対するPRや解体工事業者の登録を促進するなど制度の適正な実施に努めてきました。今後とも、工事の届出や工事現場における分別が徹底されるよう、パトロールによる現場指導等を積極的に行い、建設リサイクル制度の推進を図っていくこととしています。

「食品リサイクル法」については、法に基づく事業者等の取組を把握し、市町村等に対して、廃棄物処理法上の取扱い等について、必要に応じて周知を図っています。

「グリーン購入法」については、環境にやさしい物品等（環境物品等）の調達を推進し、需要面から循環型社会の形成を支援しようとするもので、平成13年11月に府のグリーン調達方針を策定しました。また、今後府内の市町村、事業者等にも同様の取組が広がるよう、「京都グリーン

購入ネットワーク」の設立(平成16年11月)を機に連携の輪を広げ、さらなる推進を図っています。

「資源有効利用促進法」については、平成15年10月から家庭用パソコンのリサイクルが施行され、また平成16年7月には、回収メーカーが存在しない家庭用パソコンも回収できるよう制度が拡充されました。府では円滑施行のための周知や市町村を通じて制度の実施状況の把握等に努めています。

「自動車リサイクル法」については、使用済みの自動車のリサイクル・適正処理を図るシステムとして、平成17年1月に全面施行されました。府では、本法の円滑な施行に努めています。

「小型家電リサイクル法」については、平成25年4月に施行され、市町村が分別収集した使用済小型家電を国が認定した認定事業者に引き渡し、認定事業者が適正なリサイクルを行うシステムです。府では、法の円滑施行のための周知や、市町村の制度実施の推進に努めているところです。

(4) 散乱ごみ等発生防止策の推進

府においては、「京都府環境を守り育てる条例」第29条の規定により、ごみの投棄を禁止しており、府内17市町では、それぞれ独自のポイ捨て禁止条例を制定しているところです。うち5市町では罰則を定め、散乱ごみ等の発生防止に向けた対策を進めています。

また、依然として道路、河川、森林等への産業廃棄物等の不法投棄が見られることから、府では「不法投棄等撲滅京都府民会議」を設置して、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、府民等へ不法投棄の未然防止に対する啓発等を実施しています。

表3-28 ポイ捨て禁止条例の制定状況(令和2年4月1日現在)

平成28年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京都市	H9	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	有
向日市	H26	向日市のまちを美しくする条例	無
長岡京市	H18	長岡京市まちをきれいにする条例	無
大山崎町	H14	大山崎町生活環境美化に関する条例	無
宇治市	H12	宇治市環境美化推進条例	有
八幡市	H18	八幡市美しいまちづくりに関する条例	有
京田辺市	H10	京田辺市まちをきれいにする条例	無
井手町	H11	井手町環境保全条例	無
宇治田原町	H19	宇治田原町まちをきれいにする条例	有
木津川市	H19	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	有
精華町	H23	精華町まちをきれいにする条例	無
亀岡市	H17	亀岡市環境美化条例	無
南丹市	H18	南丹市美しいまちづくり条例	無
舞鶴市	S59	舞鶴市環境美化条例	無
宮津市	H20	宮津市安全で美しいまちづくり条例	無
与謝野町	H18	与謝野町のまちを美しくする条例	無
京丹後市	H16	京丹後市美しいふるさとづくり条例	無

(5) 「京都府プラスチックごみ削減実行計画」の策定

プラスチックは我々の生活に様々な形で深く浸透し、多くの利便性と恩恵をもたらしていますが、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、資源の枯渇問題、中国へのプラスチック輸出規制など、地球規模の問題が懸念されています。このため、「プラスチック資源循環戦略(令和元年5月)」が策定されるとともに、「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性(令和2年9月)」及び「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性を踏まえた主な施策について(令和2年10月)」が示されるなど、プラスチックの循環利用を進める必要性が高まっています。こうした中、府においては、京都府環境基本計画(第3次計画)に掲げる「プラスチックごみの削減」に係る当面の施策を実現するため、①使い捨てプラスチックの削減②プラスチックごみの3Rの促進③海洋プラスチックごみ対策を主な施策の柱として、「京都府プラスチックごみ削減実行計画」を策定しました。

(6) 「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」の改定

府においては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」に基づき、平成23年12月に「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進しています。その後も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしていることなどから、「海岸漂着物処理推進法」が平成30年6月に公布・施行され、令和元年5月に国の基本方針が変更されました。これを受け、令和3年3月に同計画の改定を予定しています。

ア 現行計画の概要

(ア) 必要な対策

- a 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」の設置等、相互協力のための体制の整備
- b 海岸管理者・府・市町等の連携による、海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- c 海岸・河川流域での不法投棄防止対策を含め、海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- d 海岸保全の重要性・取組の紹介等の普及啓発及び環境教育の推進
- e 近隣他県との連携強化及び国への要請、財源確保の働きかけ

(イ) 重点区域

府内の海岸のうち、海岸の利用状況や景観形成上の観点から、特に重点的に対策が必要と認められる49海岸を重点区域として設定しました。

表3-29 重点区域の設定状況

京丹後市	蒲井海岸、蒲井東海岸、琴引浜、砂方漁港海岸、間人漁港海岸、竹野海岸、袖志海岸、浅茂川海岸、中浜海岸、湊宮葛野海岸、浦明神崎海岸、久美浜海岸、大明神河内海岸、大向海岸、箱石湊宮葛野海岸、浜詰海岸、小浜海岸、上向海岸、下向海岸、後ヶ浜海岸、立岩海岸、此代海岸、上野平海岸、久僧海岸、尾和海岸、岩田海岸	【26海岸】
伊根町	蒲入海岸、本庄漁港海岸、浦嶋海岸、泊海岸、伊根漁港海岸	【5海岸】
宮津市	大島海岸、岩ヶ鼻海岸、里波見海岸、栗田田井海岸、島陰海岸（農地保全海岸）、島陰海岸（漁港海岸）、栗田海岸、江尻海岸、天橋立海岸、大垣海岸、溝尻海岸、文殊海岸、由良海岸	【13海岸】
与謝野町	岩滝海岸	【1海岸】
舞鶴市	神崎海岸、瀬崎漁港海岸、竜宮浜漁港海岸、野原漁港海岸	【4海岸】

(ウ) その他の規定

- a 災害時に発生した海岸漂着物等への対応
- b 関係者間での情報共有や府民への幅広い情報提供
- c 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」による進行管理
- d 国及び近隣府県との連携

イ 現行計画の進捗状況

(ア) 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」の設置

平成24年2月に、海岸管理者、府、市町、地域団体等で構成される京都府海岸漂着物対策推進協議会を設置し、海岸漂着物対策を円滑かつ効果的に進めるための方策を議論しています。

(イ) 海岸漂着物の回収・処理

平成21年から平成23年に、国の地域グリーンニューディール基金を活用した「北部海水浴場クリーンアップ事業」を実施し、重点区域延べ70海岸で834トンの漂着物を回収しました。また、平成25年度及び平成26年度は、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の交付を受け、京都府地球温暖化対策等推進基金を造成し、海岸漂着物の回収・処理に取り組んでおり、舞鶴市、宮津市及び京丹後市で回収・処理等が実施されました。

平成27年度から令和元年度においても、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）により、同事業を実施しています。

表 3-30 令和元年度海岸漂着物回収・処理事業

事業主体	海岸漂着物回収・処理量 (補助対象分)	補助対象事業費
舞鶴市	37.0t (2海岸)	5,000 千円
宮津市	17.1t (3海岸)	1,340 千円
京丹後市	232.4t (18海岸)	27,408 千円
与謝野町	5.1t (1海岸)	150 千円
伊根町	7.0t (4海岸)	800 千円

(ウ) 海岸漂着物の発生抑制に対する普及・啓発

平成24年8月、亀岡市において「海ごみサミット2012亀岡保津川会議」が開催され、内陸部における発生抑制を呼びかけ、知事から「琵琶湖・淀川水系から海のごみをともに考える流域宣言」を全国に発信しました。また、同サミットのプレイベントとして一定のルールを決め、スポーツとして楽しみながらごみ拾いをする「スポーツGOMI拾い」が実施されました。

地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用して、平成26年度には亀岡市、舞鶴市、宮津市、京丹後市で、平成27年度からは京丹後市と亀岡市で「こども海ごみ探偵団事業」等の普及・啓発に関する事業が実施されました。

表 3-31 令和元年度海岸漂着物発生抑制事業

事業主体	事業名	補助対象事業費
亀岡市	環境教育事業	3,110 千円
	情報発信事業	
	保津川の日関連事業	
	市民啓発事業	
京丹後市	シンポジウム開催	858千円
	映像資料、リーフレット等による啓発	

(エ) 海辺の漂着物調査

府では、平成9年度から公益財団法人環日本海環境協力センターが主催する「海辺の漂着物調査」に参加し、琴引浜（京丹後市網野町）等での海岸漂着物の調査に取り組んでおり、琴引浜の鳴り砂を守る会、府立網野高等学校等の協力を得て調査が実施されました。

また、令和2年度は府と海岸を有する市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町及び伊根町）と連携して府内2海岸において海岸漂着物等実態把握調査を実施しました。

(7) 「京都府災害廃棄物処理計画」の策定

平成23年に発生した東日本大震災において、多量の災害廃棄物が発生し、その処理が復旧・復興における大きな課題となったことなどを踏まえ、国は、「災害廃棄物対策指針」を策定（平成26年3月・平成30年3月改定）し、大規模災害発生時の廃棄物を適正・迅速に処理するための施策を進めてきました。

府においても、平成30年には7月豪雨、台風等による風水害により、甚大な被害を受けるなど、近年の災害の発生状況や市町村における課題を踏まえ、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月・平成30年3月改定）」に基づき、「京都府地域防災計画」で定めた「廃棄物処理計画」をより充実させた、「京都府災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定しました。

ア 「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」の作成

府は、令和2年3月に市町村向けの災害廃棄物処理計画策定マニュアルを作成しました。令

和2年度には、災害廃棄物処理計画策定に取り組む市町村に専門的知見を有するアドバイザー（大学教授、被災経験自治体職員等）を派遣するとともに、同マニュアルを活用して市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援を行っています。

イ 「京都府災害廃棄物処理連絡協議会」の設置

令和元年8月に、府及び市町村等で構成される京都府災害廃棄物処理連絡協議会を設置し、広島市職員による平成26年8月豪雨及び平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理対策についての講演会を実施しました。今後も継続的に、市町村職員への情報伝達等を図っていきます。

ウ 「災害廃棄物処理図上演習」の実施

台風第15号、19号により各地で大きな被害が発生する中、令和元年11月、当該計画に基づき、国及び市町村等とともに緊張感をもって、図上演習を実施し、大規模水害を想定した廃棄物処理や仮置場設置等の対応訓練を行いました。

また、近畿2府4県の府県市で構成している大規模災害時廃棄物対策近畿部ブロック協議会において、災害発生時を想定した情報伝達訓練、自治体間支援のマッチングシミュレーションを毎年度、実施しています。

4 産業廃棄物対策の推進

(1) 産業廃棄物税の活用

府では、平成17年度から産業廃棄物税を導入し、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円を課税することにより、排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて、廃棄物を削減するよう誘導するとともに、税収（令和元年度18,990万円）については、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進するため、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて産業廃棄物の3Rに取り組む事業者の支援等に活用しています。

また、資源が有効に活用され、CO₂の排出量が少ない廃棄物処理がされる社会を目指し、平成29年度から「IoT・スマート産業廃棄物削減対策事業」に取り組みました。令和元年度からは、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターの「京都府3R技術開発等支援補助事業」に「IoT技術導入分野」を新設し、収集運搬業務でのIoT技術の導入を支援しています。また、令和2年度からは、生分解性プラスチック等を使用したプラスチック代替製品の研究開発や販路開拓への補助金を新設しています。

(2) 減量化・リサイクルの推進

全国の産業廃棄物の総排出量は、平成27年度推計値で39,119万トンとなっています。

一方、府内の産業廃棄物の総排出量は、平成27年度推計値で444.5万トンとなっており、排出量の内訳は、汚泥が全体の55.1%を占め最も多く、次いでがれき類が17.8%、ばいじんが9.5%の順となっており、これら3種類で全体の82.4%を占めています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、電気・水道業が55.6%、建設業が21.3%、製造業が14.1%の順となっており、これら3業種で91.0%を占めています。

図3-28 産業廃棄物の処理状況（平成27年度推計値）

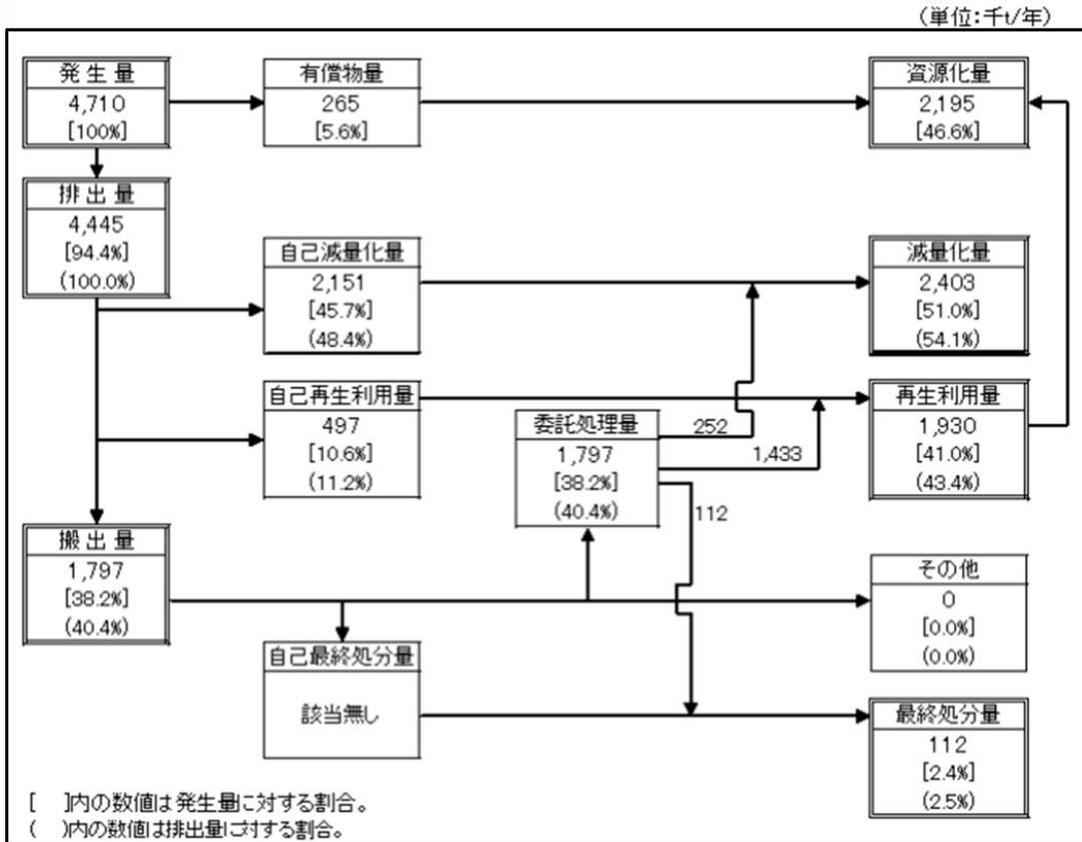


図3-29 府内の産業廃棄物の種類別排出状況（平成27年度推計値）

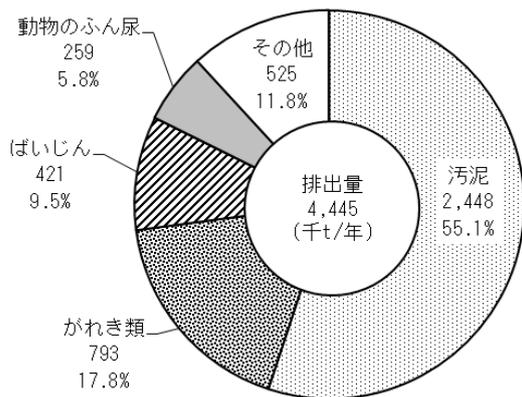


図3-30 府内の産業廃棄物の業種別排出状況（平成27年度推計値）

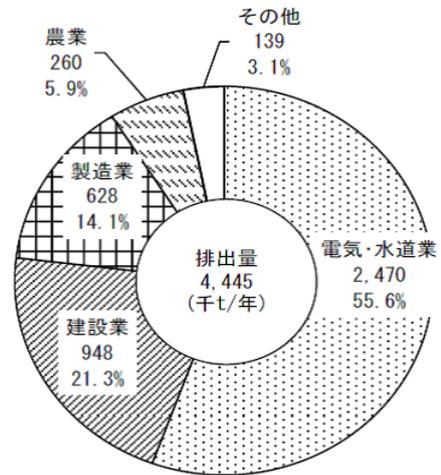
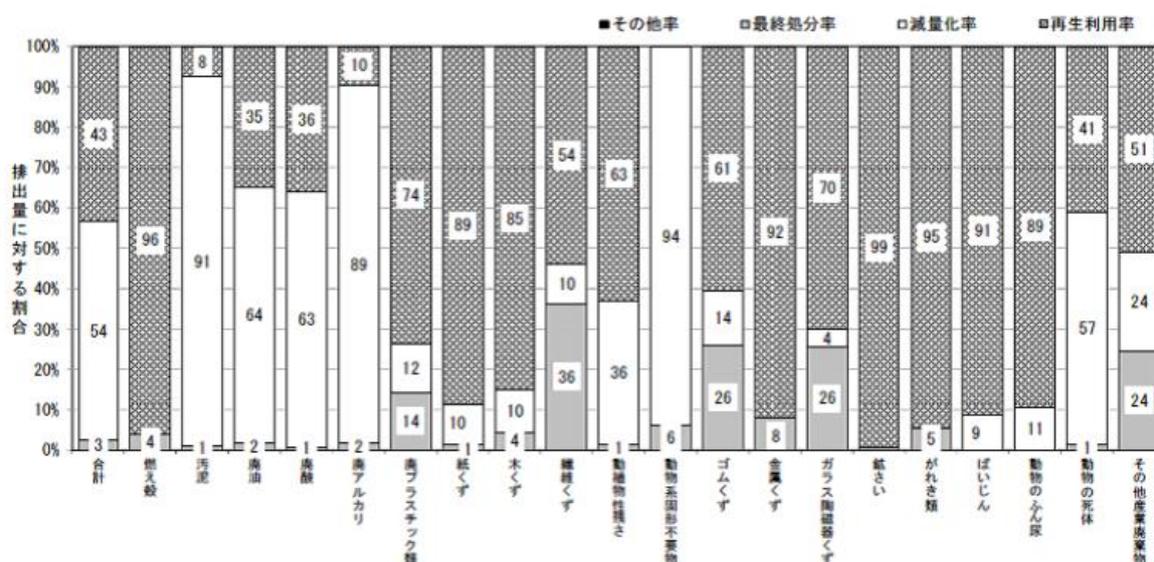


図3-31 府内の産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率、最終処分率（平成27年度推計値）



(3) 適正処理の推進

ア 産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の監視・指導

府では、産業廃棄物を排出する事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、適正な処理・処分等について監視・指導の徹底を図っています。

また、多量に産業廃棄物を排出する事業所（産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上）に対して、産業廃棄物の減量化を含めた処理計画の策定を指導し、提出された計画を公表するとともに、次年度以降、当該年度の処理計画の策定と前年度の実施状況の報告を求めています。

イ 産業廃棄物処理施設の許可状況

府内の産業廃棄物処理施設で法許可件数は、令和元年度末現在、中間処理施設が191施設、最終処分場が12施設（現在稼働中は6施設）となっています。

ウ 産業廃棄物処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）処理業者の知事許可業者数は令和元年度末現在5,646件、京都市長許可業者数は令和元年度末現在223件で、収集運搬のみの許可が多数を占めます。

エ 産業廃棄物情報の管理

排出事業者及び産業廃棄物処理業者からの産業廃棄物処理実績報告書等データの管理、集計、分析をし、産業廃棄物の処理状況、施策の実施による効果等の把握や実態推計等を行い、産業廃棄物対策に活用しています。

(4) 公共関与による施設整備の推進

ア 株式会社京都環境保全公社に対する指導等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、株式会社京都環境保全公社に対して、府、京都市、府内企業43社が出資し、公共関与による広域処理体制の整備を図っています。同社は、瑞穂環境保全センター（積替え、最終処分場）と、伏見環境保全センター（積替え、中間処理施設）を有し、近年では、固形燃料化施設の設置や最終処分場の拡張に伴う排水処理施設の整備等、府内における一貫処理システムとして産業廃棄物適正処理事業を実施しています。

イ 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）への参画

「広域臨海環境整備センター法」の規定に基づき、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）が推進されており、近畿2府4県168市町村（令和元年12月現在）から排出される廃棄物を受け入れています。事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターに対し府及び京都市は出資及び職員派遣をしているほか、京都市以外の関係18市町村も出資を行い、同事業の促進を図っています。なお、同センターでは4埋立処分場（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖）が稼働しています。

ウ 京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会

資源循環型社会の構築に寄与することを目的として京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会を設立し、総合静脈物流拠点整備計画の策定、循環資源集積システムの整備、リサイクル関連企業の活動支援、企業誘致の推進等の取組を実施しています。

5 不法投棄対策の推進

大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、減少傾向にあります。この種の事案は、事態が拡大・深刻化する前の早期発見・早期対応が極めて重要です。

府では、不法投棄の未然防止と原状回復を実現するために全庁挙げて取り組むため、平成13年4月に副知事を本部長とする不法投棄等特別対策本部を設置するとともに、環境侵害のおそれがある事案に初期段階からの確な対応ができるよう、本庁に不法投棄等特別対策機動班を、各広域振興局に市町村や警察署の参加を得た不法投棄等特別対策広域機動班をそれぞれ設置しました。

さらに、悪質・巧妙化する事案に集中的に対処するため、本庁循環型社会推進課に機動班特別チームを配置し、警察本部と一体になった指導・取締りを行うなど、体制整備を図っています。

図3-32 監視員の活動



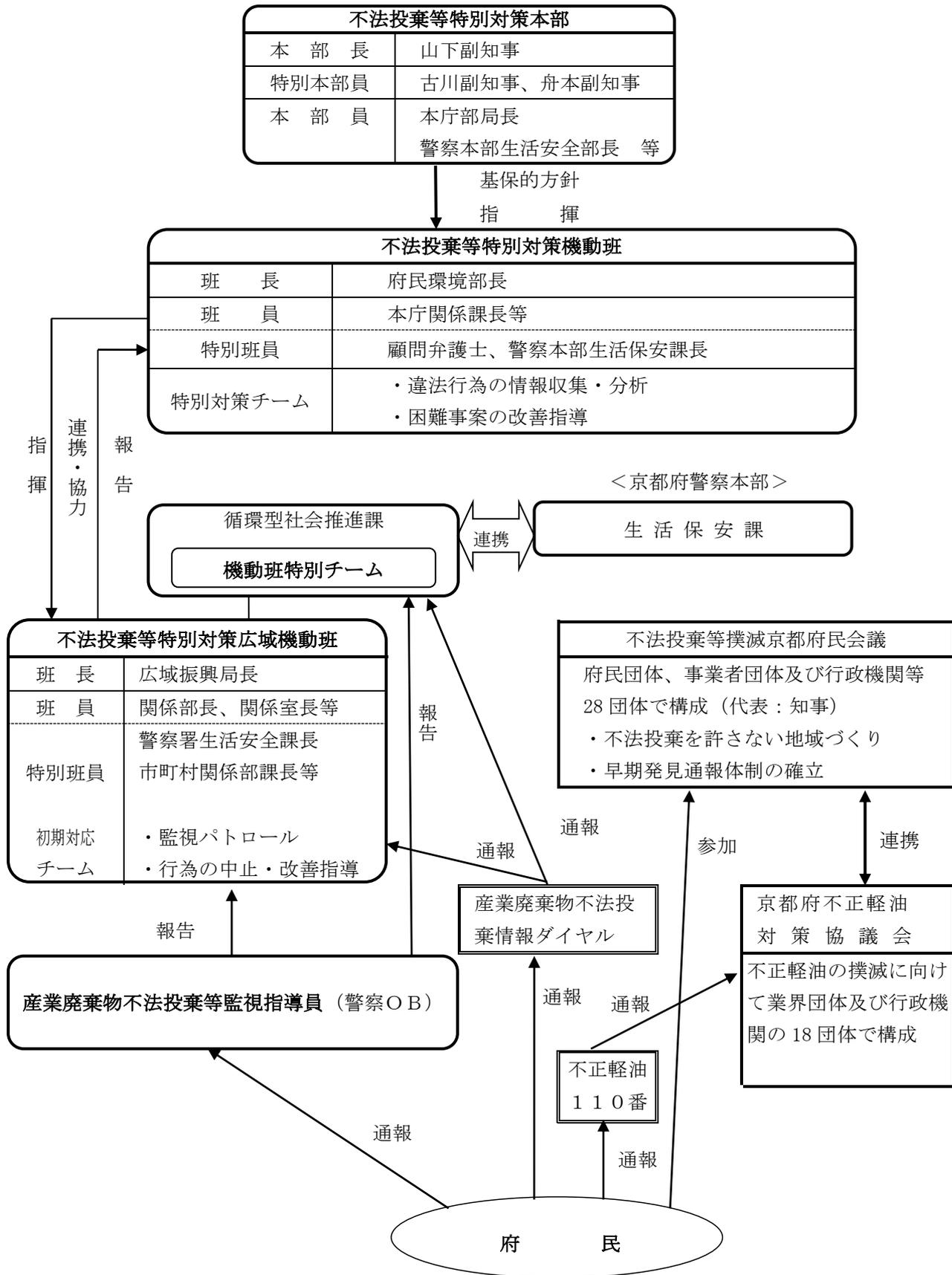
土日祝日も含めたパトロールを展開



投棄内容物から行為者を確認し、撤去指導等を実施

図 3-33 不法投棄防止の体制（令和 2 年10月現在）

<京 都 府>



6 土砂等の不適正処理対策の推進

建設発生土等の土砂を不適正に処理すれば、崩落等による人的物的な被害の発生が懸念されます。府では、生活環境の保全及び災害の防止のため、平成21年10月1日に「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を施行し、各市町村及び関係機関と連携して監視指導を推進しています。

また、令和元年12月19日付けで本条例の見直しを行い、新たに土砂等搬入禁止区域の指定制度、災害発生防止措置の勧告制度を導入するほか、違反行為の中止や原状回復を命じる対象者の拡大などを行い、不適正な土地の埋立て等に対する抑止力を高め、生活環境の保全及び災害防止に資することとしています。（令和2年6月1日施行）

表3-32 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の概要

目的（§1）	不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資すること。	
定義（§2）	○土砂等・・・土砂そのものと土砂に混入した物又は土砂に付着した物（廃棄物を除く。） ○土地の埋立て等・・・土地の埋立て、盛土等の他、土地における容器を用いた土砂等の保管を含む。	
関係者の責務等（§3～7）	土地の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する者、土地所有者等及び府の責務を規定	
埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止（§8、9）	○全ての規模について、埋立基準（＝土壤環境基準）に適合しない土砂等を用いた埋立て等を禁止 ○埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等のおそれがあるときや、不適合埋立て等を確認したときは、停止や除去等を命令（違反行為を助けた者等を命令対象に含む。）	
土地の埋立て等の許可等	土地の埋立て等の許可（§10～12、14）	3,000㎡以上の土地の埋立て等を行おうとする者については、許可を受けることを義務付け（土地造成等での区域内移動や国・地方公共団体等が行う場合等について、一部許可の適用を除外） ▽罰則 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	住民への周知（§13）	許可の申請をしようとする者は、その概要について、周辺の地域の住民に対し、必要な周知を図る。
	着手等の届出（§14、15、22、23）	埋立て等に着手したとき、軽微な変更等があったとき、埋立て等を完了・廃止・休止・再開したとき等の届出を義務付け
	展開検査、土壤調査（§16、17）	○搬入した土砂等については、毎回、展開検査（※）し、不適正な土砂等を埋立て等に供してはならない。 ※平場などで敷きならし不適正な土砂等の混入を目視で確認 ○埋立て等区域内の土壤については、3月ごとに埋立基準への適合状況の調査を義務付け ○展開検査及び土壤調査の結果を3月ごとに知事に報告
	施工管理者、標識、帳簿等（§18～21）	施工管理者の設置、所定事項を記載した標識の掲示、所定事項の帳簿への記載、帳簿等の備付け・開示等を義務付け
命令、許可取消（§24～26）	○無許可行為や埋立基準違反等に対しては、中止や除去等を命令（違反行為を助けた者等を命令対象に含む。） ○無許可変更や命令違反等は、許可取消 ▽罰則 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
災害防止措置勧告（§27）	土砂等の流出、崩壊等の災害が発生するおそれがある場合で、不適正な埋立て等が行われていることを知りながら是正措置を講じない土地所有者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告	

土砂等搬入禁止区域の指定（§27の2）	埋立て等の継続により土砂等の流出、崩壊等の災害が発生するおそれがあると認められる区域を指定し、搬入を禁止 ▽罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
報告徴収、立入調査（§28）	土地の埋立て等の状況などについて、報告徴収や立入検査を行う権限を規定 ▽罰則 50万円以下の罰金
公表、罰則（§29、35）	○条例違反による行政処分等の内容を公表（勧告に従わない場合を含む。） ○無許可行為、命令違反等に対して罰則を適用
その他（§32）	○京都市域については、この条例を適用しない。